

小さな拠点づくり調査・分析業務委託仕様書

1 業務名

小さな拠点づくり調査・分析業務

2 事業目的

小さな拠点づくりモデル事業を実施している王寺町みその地区における地域でのつながり、地域活動の参加状況や地域資源等の調査・分析を行うとともに、同地区における地域資源を活用した「相談訪問機能」、「生活支援機能」の整備に向けた取組案の作成を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から平成29年3月21日（火）まで

4 委託内容

(1) アンケート調査の実施及び回答の集計・分析

①調査回数及び時期

1回（平成29年1月下旬） ※調査期間は2週間程度を予定

②調査対象

奈良県北葛城郡王寺町みその地区在住の18歳以上の男女約950人

③アンケート調査票及び送付返信用封筒の印刷

ア) 奈良県で作成した原案に従い、アンケート調査票、アンケート協力依頼文を各1,000部印刷すること。（アンケート調査票は別添1のとおり）

イ) 送信用封筒、返信用封筒を各1,000部印刷すること。（封筒の仕様は別添2のとおり）

④調査票等の送付・回収

ア) 送信用封筒950部に下記の封入を行うこと。

- ・アンケート調査票
- ・返信用封筒
- ・県からのアンケート協力依頼文書

イ) ④アを封入の上、王寺町福祉介護課に納入すること。〔納入期限 1月20日（金）〕

※送付・回収は王寺町において行う。なお、料金別納、料金後納の手続きは受託者にて郵便局及び王寺町と調整することとし、支払いは受託者が行うこと。料金別納、料金後納にかかる経費は950部分を委託料に含めて積算すること。なお、送付、回収の実績に応じて委託料を精算するものとする。

⑤調査票データの集計・分析

ア) 回収された調査票を王寺町から受け取り、調査票データの集計及び分析を行うこと。

イ) 調査表の受け取りに関しては、王寺町と連絡調整を行い、データの集計・分析に関しては県と連絡調整を行うこと。

(2) みその地区における地域資源の調査

みその会館、公園、自治組織などの地域資源等について調査を行い、その活用方法について整理すること。(調査地域(みその地区)の範囲は別添3参照)

(3) 小さな拠点づくりに向けた取組案の提案

アンケート調査の集計を分析し、みその地区における地域資源を活用した、「相談・訪問機能」、「生活支援機能」への展開に向けた具体的な取組案を作成すること。

[参考]

- ①「相談・訪問機能」…地域住民による地域住民への相談を実践するための仕組み
- ②「生活支援機能」…地域住民による地域住民の困りごとを支援する仕組み

(4) 報告書の作成

上記(1)(2)(3)の内容について、報告書を作成すること。納品物は下記の通りとし、内容については県と調整を行うこと。

①報告書(本編)50部(A4版 モノクロ)

内容:調査の実施概要、調査結果の集計・分析、調査結果(全データ)、小さな拠点づくりに向けた取組の提案等

②報告書(概要版)200部(A4版 カラー)

内容:調査の実施概要、調査結果の集計分析の概要等

③電子データ(CD-R)

内容:アンケート調査集計・分析(Excelファイル)
報告書(Wordファイル)

(5) 納入場所

成果物は、奈良市登大路町30 奈良県健康福祉部地域福祉課に納入する。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は調査分析業務にあたり、統括責任者を選任し、業務を円滑に執行できるよう実施体制表を奈良県に提示し了解を得ること。
- (2) 奈良県と受託者は調査分析業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに受託者において議事録を作成すること。
- (3) 受託者は業務の進め方や方針等について、奈良県と協議を行い、そのうえで王寺町と協議・調整を行うこと。
- (4) 調査票の印刷・送付・回収に係る費用、その他本業務に係る費用は委託料に含まれるものとする。
- (5) 奈良県及び市町村が保有するデータについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供する。
- (6) 成果物及び作業中における印刷物等に関する一切の権利は、奈良県に帰属する。
- (7) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。なお、「公契約条例に関する遵守事項」に関しては下記のとおり定めるので遵守すること。
- (8) 受託事業者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (9) 庁舎内等においては、名札等により身分を明確にすること。
- (10) 原則として、本件業務の全部または一部を第三者に再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。なお、本件業務に伴う成果物については、本件受託者が最終責任を負うものとする。
- (11) その他本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、奈良県と協議して決定するものとする。
- (12) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。